

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

日本信号株式会社

代表取締役社長 降 旗 洋 平

第130回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第130回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月24日（月曜日）午後5時5分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル 大手町サンケイプラザ4階ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第130期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第130期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 役員賞与と支給の件 |
| 第6号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件 |
- 以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、委任状と、本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（定款の定めにより、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。）

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

アドレス <http://www.signal.co.jp/ir/>

(提供書面)

## 事業報告

(平成24年 4月 1日から  
平成25年 3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期（平成24年4月1日～平成25年3月31日）におけるわが国経済は、欧州の債務危機による経済減速の不安などにより、景気の先行きは依然として不安定かつ不透明な状況で推移してまいりました。しかしながら、年明け以降、円安の進行や株価の回復等から企業の業況判断に改善の動きが見られるなど、一部に明るい兆しも見られました。

このような状況の下、当社グループを取り巻く事業環境につきましては、交通運輸インフラ事業におきまして、「鉄道信号」では、大型案件の受注がありましたものの、ＡＴＳ、ＡＴＣなど新信号システムの売上が減少し、「交通情報システム」では、交通事故や渋滞を防ぐ交通安全設備の受注競争が激しさを増す中、厳しい環境となりました。一方、ＩＣＴソリューション事業におきましては、「駅務自動化装置を中心とするＡＦＣ」では、これまで抑制されていた自動改札機、自動券売機等の各種機器の更新需要が増加傾向にあり、「駐車場システムを中心とする制御機器」では、駐車場運営事業者の設備投資が好調なことから、当社の機器販売も増加いたしました。

また前期に利益悪化要因となった、夏期電力規制による生産効率の低下や新製品開発費用の増加等の一過性要因が解消されたことから、当期は前期と比べて大幅に利益面が改善されました。中でも、ＩＣＴソリューション事業の業績回復が顕著となりました。

その結果、当期の経営成績といたしましては、受注高は93,475百万円と前期比20.4%の増加、売上高は85,339百万円と前期比1.0%の増加となりました。損益面につきましても、営業利益が5,082百万円と前期比54.2%の増加、経常利益が6,017百万円と前期比57.5%の増加となり、当期純利益は3,135百万円と前期比92.6%の増加となりました。

事業別の状況につきましては、以下のとおりであります。

#### 【交通運輸インフラ事業】

「鉄道信号」では、国内においてＡＴＳ、ＡＴＣなど新信号システム導入のピークが過ぎましたものの、山陽新幹線ＡＴＣ装置をはじめとした各種信号保安機器の受注・売上がありました。また海外においては中国、台湾といったアジア地域を中心に販売活動を行ってまいりました。

「交通情報システム」では、各都道府県警察向けの管制装置やＬＥＤ信号灯器といった端末機器の受注競争が激しさを増す中、三重県警察本部の中央管制装置における更新案件の受注・売上のほか、省電力に優れたＬＥＤ信号灯器や停電時に備えた非常用電源装置の受注・売上がありました。

その結果、交通運輸インフラ事業の受注高は51,707百万円と前期比13.0%の増加となったものの、売上高は46,128百万円と前期比7.5%の減少となり、営業利益は4,742百万円と前期比20.7%の減少となりました。

今後の動向といたしましては、「鉄道信号」では、新信号システム案件への投資縮小を補完して、連動装置、列車集中制御装置（ＣＴＣ）といった製品の設備更新が増加することが見込まれます。また海外では、入札条件として重要になっている国際認証規格を主力製品で取得することにより、アジアを中心とした地域で販路拡大を進めてまいります。

「交通情報システム」では、主力である交通安全設備市場に加えて、道路管理者市場向けに画像による認識・識別技術を活用した製品や、災害への備えから需要が高いリチウムバッテリーを使用した電源装置の提案・販売を進めてまいります。

### 【ＩＣＴソリューション事業】

「駅務自動化装置を中心とするＡＦＣ」では、3月23日に交通系ＩＣカードの全国相互利用が開始されたほか、仙台市地下鉄や関東、関西地区をはじめとした鉄道事業者で、前期に震災の影響で先送りになっていた自動改札機・自動券売機等の更新需要が増加いたしました。

「駐車場システムを中心とする制御機器」では、駐車場運営事業者の更新需要が引き続き好調だったほか、新規の販売も増加いたしました。また案内表示システムについても、新製品の液晶ディスプレイを使用した表示器などの受注・売上がありました。

その結果、ＩＣＴソリューション事業の受注高は41,767百万円と前期比31.1%の増加、売上高は39,210百万円と前期比13.2%の増加となり、営業利益は3,026百万円と前期比4,477.9%の増加となりました。

今後の動向といたしましては、「駅務自動化装置を中心とするＡＦＣ」では、特に関東地区において駅務機器の更新が控えており、更なる受注・売上の伸びが期待されます。また先日プレスリリースいたしました新型ホームゲート（ロープ式）の試験運用を東急電鉄田園都市線で実施し、各種性能を評価・検証するほか、オフィスビルを中心に設置しているセキュリティゲートにつきましても、人体通信技術を使用した新製品の開発を進めてまいります。

「駐車場システムを中心とする制御機器」では、時間貸し駐車場の新設が見込まれ、引き続き需要が堅調に推移すると思われます。また、お客様の多様なニーズに応える新製品を開発することで、競争力強化に努めてまいります。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は833百万円であります。主なものとして、製品テストを行う試験機などの設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は交通インフラに携わる企業として、災害時でも事業の停滞を最小限に留め、交通インフラの早期復旧に取り組む社会的責任があると考えております。この考えに基づき、大規模災害に備えた初動対応マニュアル及び事業継続計画（BCP）をグループで策定し、教育訓練を実施しております。これからもマニュアル及びBCPをより実効性の高いものにするべく、課題の検証、継続的改善を図ってまいります。

また、当社は、平成32年度（2020年）のあるべき姿を示した、長期経営計画「Vision - 2020 3E」を策定しております。第2期（平成24年度～26年度）中期経営計画の3年間では、厳しいグローバル競争に勝ち残るため、統合基幹システムERPを活用した「ものづくり改革」と、「新たな事業領域への挑戦」を旗印に、国際市場への戦略的拡大と成熟した国内市場における新事業創造を、スピードを持って実行いたします。その中で2年目にあたる平成25年度は、「既存事業も含めた新事業領域の拡大」「QCDの徹底見直しによるものづくり強化」「資本効率の向上」を重点課題とし、メーカーとしての競争力の基本機能であるQCD（品質、コスト、納期）の強化、経営資源の有効活用とともに成長に向けた投資を促進してまいります。

当社グループは、今後とも“より快適な人間社会の実現をめざし、「安全と信頼」の優れたテクノロジーを通じて、社会に貢献する”という企業理念を堅持し、社会から認められ、求められる企業として、真摯に“ものづくり”に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き倍旧のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分         | 第 127 期<br>(21.4～22.3) | 第 128 期<br>(22.4～23.3) | 第 129 期<br>(23.4～24.3) | 第 130 期<br>(当期)<br>(24.4～25.3) |
|-------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------------|
| 受 注 高       | 88,040                 | 78,462                 | 77,608                 | 93,475                         |
| 売 上 高       | 83,851                 | 83,465                 | 84,503                 | 85,339                         |
| 経 常 利 益     | 6,318                  | 5,420                  | 3,819                  | 6,017                          |
| 当 期 純 利 益   | 3,304                  | 2,642                  | 1,628                  | 3,135                          |
| 1 株当たり当期純利益 | 52.96円                 | 42.35円                 | 26.09円                 | 50.25円                         |
| 総 資 産       | 98,902                 | 108,578                | 105,591                | 111,058                        |
| 純 資 産       | 53,371                 | 54,903                 | 57,125                 | 62,954                         |
| 1 株当たり純資産額  | 773.99円                | 794.12円                | 828.24円                | 917.15円                        |

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を除いた株式数、「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を除いた株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成25年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金             | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主要な事業内容                     |
|-------------------|-------------------|--------------------|-----------------------------|
| 日 信 電 設 株 式 会 社   | 45 <sup>百万円</sup> | 99.02 <sup>%</sup> | 電気工事設計・施工                   |
| 日 信 工 業 株 式 会 社   | 90                | 99.11              | 電気機器製造・販売                   |
| 日信電子サービス株式会社      | 833               | 51.79<br>(0.90)    | 電気・電子機器保守                   |
| 札幌日信電子株式会社        | 30                | 84.17              | 電気・電子機器保守                   |
| 栃木日信株式会社          | 82                | 100.00             | 合成樹脂製品の<br>製 造 ・ 販 売        |
| 福岡日信電子株式会社        | 20                | 100.00             | 電気・電子機器保守                   |
| 日信ソフトエンジニアリング株式会社 | 50                | 100.00             | コンピュータソフトウェア<br>の 開 発 ・ 販 売 |
| 三重日信電子株式会社        | 20                | 100.00             | 電気・電子機器保守                   |
| 仙台日信電子株式会社        | 20                | 51.79<br>(51.79)   | 電気・電子機器保守                   |
| 山形日信電子株式会社        | 45                | 100.00             | 電子機器製造・販売                   |
| 日 信 特 器 株 式 会 社   | 60                | 81.50              | 電気機器製造・販売                   |
| 日信ＩＴフィールドサービス株式会社 | 310               | 51.79<br>(51.79)   | 電気・電子機器保守                   |

(注) １．日信電子サービス株式会社は、東京証券取引所市場第二部に上場しております。

２．「当社の議決権比率」欄のかっこ内は内書で間接所有であります。

３．日信電子サービス株式会社は、平成24年4月2日付で簡易新設分割により、日信ＩＴフィールドサービス株式会社を設立し、当期より同社を当社の連結子会社といたしました。

③ 企業結合の成果

連結子会社は上記12社であります。業績につきましては、前記１．企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。

(7) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

主要な事業内容は、以下の機器の製造、保守、施工等であります。

| 事                      | 業        | 主 要 製 品                                                                                    |
|------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通運輸<br>インフラ<br>事業     | 鉄 道 信 号  | 自動列車制御装置(A T C)、自動列車停止装置(A T S)、<br>列車集中制御装置(C T C)、電子連動装置、<br>踏切保安装置 ほか                   |
|                        | 交通情報システム | 交通管制システム、交通信号制御機、交通信号灯器 ほか                                                                 |
| I C T<br>ソリューション<br>事業 | A F C    | 自動改札機、自動券売機、自動精算機、ホームゲート、<br>R F I Dシステム ほか                                                |
|                        | 情報システム   | ゲート式駐車場管理システム(I S P)、表示装置、<br>集中精算式パークロック駐車場管理システム(C P L)、<br>MEMS、地中埋蔵物探知システム、OA機器(保守) ほか |

(8) 主要な営業所等（平成25年3月31日現在）

|                   |                                                                                                                             |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当 社               | 本社（東京都千代田区）、大阪支社（大阪市北区）、北海道支店（札幌市中央区）、東北支店（仙台市青葉区）、北関東支店（さいたま市浦和区）、中部支店（名古屋市中村区）、九州支店（福岡市中央区）、久喜事業所（埼玉県久喜市）、宇都宮事業所（栃木県宇都宮市） |
| 日信電設株式会社          | 本社（さいたま市浦和区）                                                                                                                |
| 日信工業株式会社          | 本社（栃木県下都賀郡野木町）                                                                                                              |
| 日信電子サービス株式会社      | 本社（東京都墨田区）                                                                                                                  |
| 札幌日信電子株式会社        | 本社（札幌市豊平区）                                                                                                                  |
| 栃木日信株式会社          | 本社（栃木県下都賀郡野木町）                                                                                                              |
| 福岡日信電子株式会社        | 本社（福岡市西区）                                                                                                                   |
| 日信ソフトエンジニアリング株式会社 | 本社（埼玉県久喜市）                                                                                                                  |
| 三重日信電子株式会社        | 本社（三重県津市）                                                                                                                   |
| 仙台日信電子株式会社        | 本社（仙台市若林区）                                                                                                                  |
| 山形日信電子株式会社        | 本社（山形県長井市）                                                                                                                  |
| 日信特器株式会社          | 本社（大阪府岸和田市）                                                                                                                 |
| 日信ＩＴフィールドサービス株式会社 | 本社（東京都千代田区）                                                                                                                 |

- （注）１．日信電子サービス株式会社は、平成24年11月26日より本社事務所を東京都墨田区へ移転いたしました。なお、定款上の本店所在地は埼玉県さいたま市であります。
- ２．日信ＩＴフィールドサービス株式会社は、平成24年10月22日より本社事務所を東京都千代田区へ移転いたしました。



(9) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業             | 使用人数   | 前期末比増減 |
|----------------|--------|--------|
| 交通運輸インフラ事業     | 1,343人 | 38人減   |
| I C Tソリューション事業 | 1,431人 | 63人減   |
| 全社（共通）         | 85人    | 5人増    |
| 合計             | 2,859人 | 96人減   |

（注）上記使用人数は、受入出向者を含み、出向者及び臨時雇を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数  |
|--------|--------|--------|---------|
| 1,215人 | 28人減   | 41歳9か月 | 17年11か月 |

（注）上記使用人数は、受入出向者を含み、出向者及び臨時雇を含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

| 主要借入先           | 借入金残高     |
|-----------------|-----------|
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 5,900 百万円 |
| みずほ信託銀行株式会社     | 2,100     |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 2,000     |
| 株式会社三井住友銀行      | 1,100     |
| 株式会社埼玉りそな銀行     | 1,000     |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社   | 400       |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成25年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式の総数 62,448,052株（うち自己株式48,481株）
- ③ 株主数 10,476名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                           | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                                       | 5,350千株 | 8.57%   |
| 富 国 生 命 保 険 相 互 会 社                                             | 5,055   | 8.10    |
| 日 本 信 号 取 引 先 持 株 会                                             | 2,903   | 4.65    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                         | 2,607   | 4.18    |
| 株式会社みずほコーポレート銀行                                                 | 2,400   | 3.85    |
| 日 本 信 号 グ ル ー プ 社 員 持 株 会                                       | 1,940   | 3.11    |
| NORTHERN TRUST CO AVFC RE NORTHERN TRUST GUERNSEY IRISH CLIENTS | 1,513   | 2.43    |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社                                           | 1,497   | 2.40    |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社                                             | 1,200   | 1.92    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)                                      | 1,166   | 1.87    |

（注）持株比率は自己株式（48,481株）を控除して算出しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

| 地 位              | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                             |
|------------------|---------|----------------------------------------------------------|
| 取締役会長            | 西 村 和 義 | 日信電子サービス株式会社取締役                                          |
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 降 旗 洋 平 | 最高執行責任者                                                  |
| 取 締 役            | 大 橋 成 行 | 専務執行役員（事業本部長 事業本部、交通運輸インフラ事業、事業管理部担当）                    |
| 取 締 役            | 斉 藤 安 雄 | 常務執行役員（事業副本部長 技術統括、研究開発センター、品質環境管理部担当）、日信電子サービス株式会社社外監査役 |
| 取 締 役            | 徳 淵 良 孝 | 常務執行役員（経営管理本部長 経営管理本部、内部統制監査室、支社・支店担当）                   |
| 取 締 役            | 川 田 省 二 | 常務執行役員（ものづくり本部長 ものづくり本部、I T企画部担当）                        |
| 取 締 役            | 小 林 喬   | 富国生命保険相互会社相談役、東武鉄道株式会社社外監査役、株式会社松屋社外監査役                  |
| 常勤監査役            | 若 尾 勝   |                                                          |
| 常勤監査役            | 吉 川 幸 夫 |                                                          |
| 監 査 役            | 末 啓一郎   | ブレイクモア法律事務所パートナー弁護士                                      |
| 監 査 役            | 田 原 良 逸 | みずほトラストビジネスオペレーションズ株式会社取締役社長                             |

- (注) 1. 取締役小林 喬氏は、社外取締役であります。
2. 監査役末啓一郎及び田原良逸の両氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役小林 喬氏が相談役を務める富国生命保険相互会社は、当社の大株主であり、保険契約等の取引があります。また、同氏が社外監査役を務める東武鉄道株式会社とは、当社製品の販売等を通じた取引及び資本関係があります。
4. 上記のほか、当社社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はございません。
5. 末啓一郎氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

② 事業年度中に退任した監査役

| 氏 名   | 退 任 日      | 退任事由 | 退任時の地位 |
|-------|------------|------|--------|
| 若 尾 勝 | 平成25年3月31日 | 辞 任  | 常勤監査役  |

(ご参考) 執行役員の状況 (平成25年3月31日現在)

当社は、経営の意思決定の迅速化・効率化を図り、機動的な業務執行を可能とするため、執行役員制を導入しており、現在14名の執行役員（うち5名は取締役兼務）が取締役会により選任されております。

執行役員の状況は以下のとおりであります。

| 地 位      | 氏 名     | 担 当 又 は 職 名                                                |
|----------|---------|------------------------------------------------------------|
| ※最高執行責任者 | 降 簾 洋 平 | リスク管理委員会委員長                                                |
| ※専務執行役員  | 大 橋 成 行 | 事業本部長 事業本部、交通運輸インフラ事業、事業管理部担当                              |
| ※常務執行役員  | 斉 藤 安 雄 | 事業副本部長 技術統括、研究開発センター、品質環境管理部担当                             |
| ※常務執行役員  | 徳 淵 良 孝 | 経営管理本部長 経営管理本部、内部統制監査室、支社・支店担当                             |
| ※常務執行役員  | 川 田 省 二 | ものづくり本部長 ものづくり本部、IT企画部担当                                   |
| 常務執行役員   | 塚 本 英 彦 | 事業副本部長 ICTソリューション事業、国際事業部、ビジョナリービジネスセンター担当、ビジョナリービジネスセンター長 |
| 執 行 役 員  | 堀 内 尚 寿 | 大阪支社長兼大阪支社管理部長                                             |
| 執 行 役 員  | 大 賀 仁 史 | AFC事業部長                                                    |
| 執 行 役 員  | 東 義 則   | 人事部長、業務サポートセンター担当                                          |
| 執 行 役 員  | 高 野 利 男 | 鉄道信号事業部長                                                   |
| 執 行 役 員  | 長谷川 孝   | 交通運輸インフラ統括技術部長 技術副統括担当                                     |
| 執 行 役 員  | 藤 原 健   | ものづくり副本部長、久喜事業所長兼資材部長                                      |
| 執 行 役 員  | 大 島 秀 夫 | 国際事業部長                                                     |
| 執 行 役 員  | 清 水 一 巳 | 経営管理副本部長 2020推進企画室長、総務担当                                   |

(注) ※は取締役兼務者であります。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                 | 支 給 人 員         | 支 給 額               |
|---------------------|-----------------|---------------------|
| 取 締 役<br>( うち 社 外 ) | 8 名<br>( 1 名 )  | 288百万円<br>( 7百万円 )  |
| 監 査 役<br>( うち 社 外 ) | 4 名<br>( 2 名 )  | 60百万円<br>( 12百万円 )  |
| 合 計                 | 12 名<br>( 3 名 ) | 349百万円<br>( 20百万円 ) |

- (注) 1. 上記には、平成24年6月26日開催の第129回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）を含んでおります。なお、期末の人員は取締役7名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役2名）であります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第123回定時株主総会において月額20百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第111回定時株主総会において月額7百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、取締役7名に対して当期に係る役員賞与75百万円（うち社外取締役1名1.5百万円）が含まれております。

### ④ 社外役員に関する事項

#### i) 重要な兼職の状況等

前記(3)会社役員の状況①取締役及び監査役の状況に記載のとおりであります。

#### ii) 当期における活動状況

##### ・取締役会及び監査役会への出席状況

|             | 取締役会（15回開催） |       | 監査役会（13回開催） |        |
|-------------|-------------|-------|-------------|--------|
|             | 出席回数        | 出席率   | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役 小林 喬    | 10回         | 66.7% | —           | —      |
| 監査役 末 啓一郎   | 15          | 100.0 | 13回         | 100.0% |
| 監査役 田 原 良 逸 | 15          | 100.0 | 13          | 100.0  |

##### ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役小林 喬氏は、主として経験豊富な経営者としての見地から経営の意思決定の妥当性を確保するための発言を行っております。

監査役末啓一郎氏は、主に弁護士としての専門的見地から経営の意思決定の適法性並びに妥当性を確保するための発言を行っております。

監査役田原良逸氏は、主として経験豊富な経営者としての見地から経営の意思決定の適法性並びに妥当性を確保するための発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任あずさ監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額  |
|-------------------------------------|--------|
| 当期に係る会計監査人の報酬等の額                    | 69百万円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 104百万円 |

(注) 1. 当社子会社日信電子サービス株式会社につきましても、有限責任あずさ監査法人が会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 非監査業務の内容

当社は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、財務報告に係る内部統制整備に関する助言業務及び海外での法人税申告に際し当該国より要求される、日本国内での発生原価に関する調査手続についての対価を支払っております。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的事項といたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備」につきまして、平成25年5月14日開催の取締役会において一部改訂を行い、以下のとおり決議いたしました。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、取締役会規程に定める業務執行の基本事項について会社の意思を決定するとともに、取締役並びに執行役員の職務の執行を監督する。
  - ・中・短期経営計画に基づく業務執行の審議・状況報告を行うための機関として「役員会」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。なお、役員会は、現場の状況を把握するため事業所で開催し、また、監査役が出席して、必要に応じて意見を述べるができるものとする。
  - ・各監査役は、内部監査部門及び会計監査人と連携した監査体制の下、取締役会において必要に応じて意見を述べるほか、社外取締役とともに会社の意思決定に対する牽制機能を果たす。
  - ・常勤監査役は、定期的に管理部門及び事業部門責任者と連絡会を開催し、具体的業務執行状況を監査する。
  - ・法令等の遵守は「信用の礎」であることを認識し、社内の全役員・従業員に対して「日本信号倫理憲章」を基礎とした厳格な倫理教育を行う。
  - ・法令等遵守の主要な留意点をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全従業員に配布するとともに、定期的な教育・研修等を通じて知識の定着と意識の醸成を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務執行に係る記録を適正かつ確実に保存することは非常に重要であるため、滅失等のリスクを極力低減させた保管体制をとる。取締役会議事録など取締役の職務の執行に係る重要書類については、使用履歴管理を行い、取扱者を限定することなどによってセキュリティを高めるほか、本店以外の事業所に副本を備置し、情報の保存に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループが経営資源の毀損を最小化し、継続的な成長を維持するために、リスクを正しく認識し、分析・評価し、適切に管理することを目的に、リスク管理規程を制定する。
- ・当社グループのリスク管理を統括する取締役会直轄組織として、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。
- ・リスク管理委員会はグループ会社並びに社内全部門に対し、定期的にリスク認識と分析・評価の実施を指示するとともに、中・長期的に顕在化が予見される重大リスクに対しては、主査を中心とする小委員会を組成し、計画的に対策を実行する。また、必要に応じて予算措置を講じる。なお、監査役はリスク管理委員会に出席し、必要に応じて意見を述べるができるものとする。
- ・リスク顕在化の際には責任ある行動をとる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「経営の意思決定機能」と「業務執行機能」を分離することが、経営の意思決定の迅速化・効率化を図り、機動的な業務執行を可能にするとの判断から、執行役員制を導入する。執行役員は、役員会を構成し、自らの業務執行の報告、他の執行役員業務の進捗状況確認並びに適正性チェックを行う。役付執行役員は、取締役会にも出席し、必要に応じて意見を述べ、あるいは業務執行上重要な事項の報告を行う。
- ・各種権限規程や稟議手続等を整備し、各部門・使用人各自の役割と責任を明確にする。但し、全社的なテーマについては、積極的に委員会、プロジェクトチーム活動を展開し、部門を越えた横断的な検討を行い、経営が要求する課題に取り組む。
- ・取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われるよう管理部門の企画機能を強化する。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は企業集団としての業務の適正性を確保しシナジーを発揮していくために、当社が主体となって企業集団の方向性を決定し、集団全体の適正性をチェックする。
- ・担当部門が窓口となり、日常的に各子会社の経営状況・業務執行内容の報告を受けるとともに、役員を派遣して正しく経営が行われていることをチェックする。



- ・さらに、四半期に1回の頻度で当社の子会社代表取締役を招集してグループ経営会議を開催し、当社グループ全体での経営、業績、リスク管理体制について審議する。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役がその職務を確実に遂行するため、補助スタッフを置くことを求めた場合には、その主旨を十分に配慮した人員配置を行う。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、監査役職務遂行に協力し、取締役会ほかの重要な会議への出席や資料の提供などを通じ業務の報告をするほか、適宜意見交換を行う。

当期のリスク管理活動につきましては、大規模地震を含む災害・事故を想定した事業継続計画（BCP:Business Continuity Plan）の策定を最優先事項として取り組み、その結果、当期中にBCPの策定を完了いたしました。

3月19日には、本BCPに基づいた訓練（東京湾北部地震が就業時間中に発生したことを想定した緊急対策本部机上訓練）を実施し、本BCP及び地震発生直後の行動基準等を定めた「地震初動対応マニュアル」の実効性を検証いたしました。

今後もさまざまな仮説に基づいた教育訓練を行い、課題の検証、BCPの継続的改善に努めてまいります。

コンプライアンス活動につきましては、リスク管理委員会配下に常設されたコンプライアンス小委員会を中心に、当社オリジナルの「コンプライアンス・マニュアル」を教材とした職場単位での教育の実施、更には、全従業員を対象とした「コンプライアンス・セルフチェック」（自主監査）を継続して行い、法律知識の習得と遵法意識の高揚を図りました。

金融商品取引法上の内部統制対応としては、内部統制監査室を中心に、購買、販売、会計等経営活動全般並びにグループ会社に対し、適正かつ透明性の高い内部統制システムの適切な運用を浸透させる活動に取り組みました。なお、体制の整備・運用にあたっては、監査役、会計監査人との情報の共有化など連携を強化するとともに、適宜、適切な助言を受けております。

## (6) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様のご自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しており、こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

これに対し当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、“より快適な人間社会の実現をめざし、「安全と信頼」の優れたテクノロジーを通じて、社会に貢献する”という当社の企業理念や、後述②ii)に示す当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉を十分に理解し、ステークホルダーであるお客様、株主の皆様、協力企業の皆様、地域社会の皆様、従業員との信頼関係を維持し、こうしたステークホルダーの方々の期待に応えていながら、中・長期的な視点に立って当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを基本方針としております。

## ② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

### i) 当社グループの経営理念及び基本的な事業運営の考え方

当社は、“より快適な人間社会の実現をめざし、「安全と信頼」の優れたテクノロジーを通じて、社会に貢献する”を企業理念とし、昭和4年2月に営業を開始して以来、一貫して交通インフラの分野に携わり、平成21年2月には創業80周年を迎えました。

このように、公共性の高い事業分野において、永年に亘り社会に製品を提供し続けてきた企業として、当社は常に重い社会的責任と公共的使命を担っております。そのため、高い専門的技能と厳格な倫理教育を背景とした製品品質の管理、より安全・快適な交通インフラを支える新製品開発はもちろんのこと、人命にかかわる製品を製造していることに十分留意した長期的な視点に立脚した事業運営が不可欠であると考えます。

一方、鉄道信号・道路交通信号システムの専門メーカーとして蓄積したコア技術やノウハウを応用した新事業の創造に果敢に挑戦し、企業の持続的な成長に常に取り組みねばならないと考えております。特に、駅務自動化システムと駐車場管理システムは、現在の当社の業績を支える柱の一つになるまでに成長した新事業の好例であります。

現在では、「ビジョナリービジネスセンター（VBC）事業」として、微細加工技術により実現した共振ミラー「ECO SCAN」を取り扱うMEMS事業、遠隔・非接触による不明物検出ソリューションを提供するEMS事業等を成長・発展させる方向で取り組んでおります。

### ii) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉について

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉は、a) 安全・快適な交通運輸インフラを永年に亘り支えてきた「技術・品質力」、b) 公共性の高い仕事に携わる者として強い誇りと使命感を持った「人材力」、c) 鉄道信号・道路交通信号システムで培ったコア技術・ノウハウを応用した新製品の「開発力」にあると考えます。

### iii) 経営計画に基づく具体的施策による企業価値・株主共同の利益の向上のための取り組み

当社は、今後も「安全と信頼」を社会に提供する企業として存続し、全てのステークホルダーの皆様の満足度をより向上させていかなばならないと考えております。その具体的な取り組みとして、前述のとおり長期経営計画「Vision-2020 3E」を策定し、現在遂行中であります。

本計画は、

- a) 品質向上・高付加価値製品の開発に継続的に取り組むことによって国内既存事業により得られた利益を、成長事業領域である海外市場並びに新規事業に投資し、事業拡大サイクルを構築する「事業成長」
  - b) 環境変化に迅速に対応できる事業体制の構築、グループ企業の自立化、意思決定の迅速化、管理精度の向上などを構造改革により実現する「品質第一」
- を主な柱として、企業価値の高いサステナブル（持続可能）成長企業となることを最終目標としております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成22年5月12日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。本プランは、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる又は20%以上とすることを目的とする、当社が発行者である株券等の買付行為もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、市場内外取引、公開買付け等の買付方法の如何を問いません。本プランにおいて「買付等」といい、当該買付等を行う者を「買付者」といいます。）を適用対象とし、買付者に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています。なお、買付者には、本プランに係る手続を遵守いただき、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は当該買付者及び買付者の特定株主グループ（以下「買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）をその時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランにおいては、原則として、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い勧告される、当社経営陣から独立した企業経営等に関する専門的知識を有する者

のみから構成される独立委員会の判断を尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。当初の独立委員会は、独立性の高い社外監査役及び社外の有識者の3名により構成されています。

本プランの有効期間は、平成22年5月12日から平成22年6月24日開催の定時株主総会終結の時まででしたが、当該定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られましたので、有効期間は平成25年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時まで延長されています。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プラン及び本プランに基づく委任はその時点で廃止・撤回されます。

なお、上記の内容は概要を記載したものであり、本プランの詳細については、以下の当社ウェブサイトに掲載しております平成22年5月12日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照ください。（当社ウェブサイト <http://www.signal.co.jp/ir/>）

また、本プランは平成25年6月25日開催の第130回定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了となりますので、同総会において、本プランの更新を提案しております（第130回定時株主総会招集ご通知52頁ご参照）。

#### ④ 上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断及び理由

前記②の取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための具体的施策であって基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取り組みは、前記①の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

また、本プランは前記③記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、前記①の基本方針に沿うものです。さらに、本プランは経済産業省及び法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日公表）の定める三原則を完全に充足し、また、経済産業省企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年6月30日公表）の提言内容にも合致しており、その内容においても当社取締役会の判断の客観性・合理性が確保されるように設計されています。したがって、当該取り組みは株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

# 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部   |         | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 |         |
|-----------|---------|-------------------|---------|
| 科 目       | 金 額     | 科 目               | 金 額     |
| (資産の部)    | 111,058 | (負債の部)            | 48,103  |
| 流 動 資 産   | 80,024  | 流 動 負 債           | 38,053  |
| 現金及び預金    | 9,455   | 支払手形及び買掛金         | 14,027  |
| 受取手形及び売掛金 | 44,274  | 短 期 借 入 金         | 12,500  |
| 有 価 証 券   | 25      | リ ー ス 債 務         | 3       |
| 製 品       | 5,641   | 未 払 法 人 税 等       | 2,592   |
| 仕 掛 品     | 12,043  | 前 受 金             | 783     |
| 原材料及び貯蔵品  | 3,970   | 賞 与 引 当 金         | 2,471   |
| 繰延税金資産    | 3,825   | 役員賞与引当金           | 135     |
| そ の 他     | 798     | 完成工事補償引当金         | 3       |
| 貸倒引当金     | △11     | 受注損失引当金           | 524     |
| 固 定 資 産   | 31,034  | そ の 他             | 5,011   |
| 有形固定資産    | 11,678  | 固 定 負 債           | 10,050  |
| 建物及び構築物   | 4,605   | 長 期 未 払 金         | 192     |
| 機械装置及び運搬具 | 521     | リ ー ス 債 務         | 1       |
| 工具、器具及び備品 | 746     | 繰延税金負債            | 2,414   |
| 土 地       | 5,782   | 退職給付引当金           | 7,304   |
| リ ー ス 資 産 | 4       | 役員退職慰労引当金         | 138     |
| 建設仮勘定     | 17      | (純資産の部)           | 62,954  |
| 無形固定資産    | 1,369   | 株 主 資 本           | 50,260  |
| ソフトウェア    | 1,298   | 資 本 金             | 6,846   |
| ソフトウェア仮勘定 | 6       | 資本剰余金             | 5,303   |
| そ の 他     | 64      | 利益剰余金             | 38,134  |
| 投資その他の資産  | 17,986  | 自 己 株 式           | △23     |
| 投資有価証券    | 15,503  | その他の包括利益          |         |
| 繰延税金資産    | 187     | 累 計 額             | 6,969   |
| そ の 他     | 2,346   | その他有価証券           |         |
| 貸倒引当金     | △50     | 評 価 差 額 金         | 6,969   |
|           |         | 少数株主持分            | 5,724   |
| 合 計       | 111,058 | 合 計               | 111,058 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額   |        |
|----------------|-------|--------|
| 売上高            |       | 85,339 |
| 売上原価           |       | 67,358 |
| 売上総利益          |       | 17,981 |
| 販売費及び一般管理費     |       | 12,898 |
| 営業利益           |       | 5,082  |
| 営業外収益          |       |        |
| 受取利息           | 0     |        |
| 受取配当金          | 324   |        |
| その他の           | 721   | 1,046  |
| 営業外費用          |       |        |
| 支払利息           | 67    |        |
| その他の           | 44    | 111    |
| 経常利益           |       | 6,017  |
| 特別損失           |       |        |
| 固定資産売却損        | 12    |        |
| 投資有価証券評価損      | 19    | 32     |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 5,985  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 2,802 |        |
| 法人税等調整額        | △325  | 2,476  |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 3,508  |
| 少数株主利益         |       | 372    |
| 当期純利益          |       | 3,135  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年 4 月 1 日から  
平成25年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                     | 6,846   | 5,303 | 35,747 | △23     | 47,874 |
| 当 期 変 動 額                     |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |       | △748   |         | △748   |
| 当 期 純 利 益                     |         |       | 3,135  |         | 3,135  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |       |        | △0      | △0     |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |         | △0    |        | 0       | 0      |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |       |        |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | -       | △0    | 2,386  | △0      | 2,386  |
| 当 期 末 残 高                     | 6,846   | 5,303 | 38,134 | △23     | 50,260 |

|                               | その他の包括利益累計額      |                   | 少数株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|------------------|-------------------|--------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |           |
| 当 期 首 残 高                     | 3,807            | 3,807             | 5,444  | 57,125    |
| 当 期 変 動 額                     |                  |                   |        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                  |                   |        | △748      |
| 当 期 純 利 益                     |                  |                   |        | 3,135     |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                  |                   |        | △0        |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |                  |                   |        | 0         |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) | 3,161            | 3,161             | 280    | 3,442     |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 3,161            | 3,161             | 280    | 5,828     |
| 当 期 末 残 高                     | 6,969            | 6,969             | 5,724  | 62,954    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社

日信電設(株)、日信工業(株)、日信電子サービス(株)、福岡日信電子(株)、札幌日信電子(株)、日信ソフトエンジニアリング(株)、三重日信電子(株)、仙台日信電子(株)、栃木日信(株)、山形日信電子(株)、日信特器(株)及び日信ITフィールドサービス(株)の12社であります。

### (2) 非連結子会社

主要な非連結子会社は日信興産(株)であります。

### (3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれもその総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等からみても小規模会社であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社及び関連会社（横浜テクノエンジニアリングサービス(株)）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性がありませんので持分法の適用から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式

… 移動平均法による原価法

- ・その他有価証券

時価のあるもの …… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法  
なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち、当社グループに帰属する持分相当額を営業外損益に計上するとともに、「投資有価証券」を加減する処理

###### ② たな卸資産

- ・製品 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・原材料 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・貯蔵品 …… 主として最終仕入原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ###### ① 有形固定資産 …… 定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

- ###### ② 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

- ###### ③ リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法に基づき、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、財務内容評価法に基づき個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 …………… 役員に対する賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 受注損失引当金 …………… 受注契約に係る将来の損失に備えるため、未売上案件のうち、当連結会計年度末において損失の発生が確実視され、かつその金額を合理的に見積ることのできる受注案件について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、当社は発生の翌連結会計年度に一括で費用処理することとしておりますが、連結子会社1社においては各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により算出した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金 … 一部の連結子会社は、役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、支給規則に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
… 工事進行基準（発生工事原価の割合をもって工事進捗度とする方法（原価比例法））
- ② その他の工事 …………… 工事完成基準

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法

… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

減価償却方法の変更

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更)

工事進行基準における進捗率の見積りの変更

決算日における工事進捗率の見積方法に関し、工事契約における履行義務全体を工事原価総額と捉えて、決算日における履行義務の遂行割合の見積りは、従来、工程毎に割り振った見積工事原価の割合をもって工事進捗率としておりましたが、当連結会計年度より、発生工事原価の割合をもって工事進捗率とする方法に変更しております。

この変更は、統合基幹業務システム (ERP) における案件管理機能改修に伴い、当連結会計年度にて仕掛段階にある個別案件の発生工事原価をより網羅的に把握できる体制が整ったことで、より実態に則した進捗率の見積りが可能となったため実施したものであります。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上高は704百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ179百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- |                                                                                                               |           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                                                                             | 23,215百万円 |
| 2. 保証債務                                                                                                       |           |
| 従業員の銀行借入等に対する保証                                                                                               | 187百万円    |
| 3. たな卸資産及び受注損失引当金の表示                                                                                          |           |
| 損失が見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる受注契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は、232百万円(全て仕掛品)であります。 |           |

(連結損益計算書に関する注記)

- |                                                       |          |
|-------------------------------------------------------|----------|
| 1. 受注損失引当金繰入額                                         |          |
| 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額                                 | 504百万円   |
| 2. たな卸資産の低価法適用による評価損                                  |          |
| 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 | 1,034百万円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首<br>株 式 数 ( 株 ) | 当 連 結 会 計 年 度<br>増加株式数 (株) | 当 連 結 会 計 年 度<br>減少株式数 (株) | 当連結会計年度末<br>株 式 数 ( 株 ) |
|-----------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 発 行 済 株 式 |                          |                            |                            |                         |
| 普 通 株 式   | 62,448,052               | —                          | —                          | 62,448,052              |
| 自 己 株 式   |                          |                            |                            |                         |
| 普通株式(注)   | 48,475                   | 44                         | 38                         | 48,481                  |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 44株は、単元未満株式の買取りによる増加であり、減少 38株は、単元未満株式の買増請求に伴う処分による減少であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり<br>配 当 額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|--------|----------------|------------|------------|
| 平成24年6月26日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 436百万円 | 7円             | 平成24年3月31日 | 平成24年6月27日 |
| 平成24年11月13日<br>取 締 役 会    | 普通株式  | 311百万円 | 5円             | 平成24年9月30日 | 平成24年12月3日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成25年6月25日開催の第130回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| 決 議 予 定                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり<br>配 当 額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|-------|--------|----------------|------------|------------|
| 平成25年6月25日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 499百万円 | 8円             | 平成25年3月31日 | 平成25年6月26日 |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に金融機関からの借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は営業管理規程に基づく与信管理の実施、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても同様の管理を行っております。なお、当社の営業債権には外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、案件毎の期日管理及び残高管理を実施しております。

投資有価証券である株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的な時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

当社及び連結子会社では平成25年3月31日において長期借入は実施しておりません。短期借入金は営業取引に係る一時的な運転資金調達であり、支払利息は固定化されております。

営業債務や借入金は月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含んでおりません。（（注）2. 参照）

（単位：百万円）

|                 | 連結貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額 |
|-----------------|------------|--------|-----|
| (1)現金及び預金       | 9,455      | 9,455  | -   |
| (2)受取手形及び売掛金    | 44,274     | 44,271 |     |
| 貸倒引当金（※）        | △11        | △11    |     |
|                 | 44,263     | 44,260 | △3  |
| (3)有価証券及び投資有価証券 | 14,466     | 14,466 | -   |
| 資 産 計           | 68,185     | 68,182 | △3  |
| (1)支払手形及び買掛金    | 14,027     | 14,027 | -   |
| (2)短期借入金        | 12,500     | 12,500 | -   |
| 負 債 計           | 26,527     | 26,527 | -   |

（※）受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

### （注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

##### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。



(3) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券で時価のあるもの

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下の通りです。

(単位：百万円)

| 区 分                           | 取 得 原 価 | 連結貸借対照表計上額 | 差 額    |
|-------------------------------|---------|------------|--------|
| 連結貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの<br>株 式  | 3,306   | 14,135     | 10,828 |
| 小 計                           | 3,306   | 14,135     | 10,828 |
| 連結貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの<br>株 式 | 388     | 330        | △58    |
| 小 計                           | 388     | 330        | △58    |
| 合 計                           | 3,695   | 14,466     | 10,770 |

**負債**

(1) 支払手形及び買掛金並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区 分                         | 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 |
|-----------------------------|---------------------|
| M 非 上 場 株 式 ( ※ )           | 25                  |
| M 優 先 出 資 証 券               | 634                 |
| F 匿 名 組 合 出 資 金             | 96                  |
| 非 連 結 子 会 社 及 び 関 連 会 社 株 式 | 36                  |
|                             | 269                 |

(※) 当連結会計年度において投資有価証券（非上場株式）について減損処理を行い、投資有価証券評価損19百万円を計上しております。

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1 年 以 内 | 1年超2年以内 | 2 年 超 |
|--------------|---------|---------|-------|
| (1)現金及び預金    | 9,455   | -       | -     |
| (2)受取手形及び売掛金 | 42,293  | 763     | 1,217 |
| 合 計          | 51,748  | 763     | 1,217 |

## (賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、埼玉県その他の地域において、保有する土地の一部を賃貸しております。主たる不動産は埼玉県の旧与野事業所跡地であり、一時的に駐車場として賃貸しておりますが、今後、借地借家法第23条第1項に基づく事業用定期借地方式により賃貸することを決定しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、43百万円（賃貸収益は21百万円、賃貸費用は65百万円）の損失であります。

また、当該賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 種 別    | 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 |                  |                 | 当連結会計年度末<br>の 時 価 |
|--------|---------------------|------------------|-----------------|-------------------|
|        | 当連結会計年度<br>期 首 残 高  | 当連結会計年度<br>増 減 額 | 当連結会計年度末<br>残 高 |                   |
| 賃貸等不動産 | 474                 | △3               | 470             | 6,920             |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額であります。

## (1株当たり情報に関する注記)

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 917円15銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 50円25銭  |

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部     |        | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 |        |
|-------------|--------|-------------------|--------|
| 科 目         | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
| (資産の部)      | 95,666 | (負債の部)            | 51,252 |
| 流 動 資 産     | 69,824 | 流 動 負 債           | 42,632 |
| 現金及び預金      | 5,688  | 支 払 手 形           | 4,885  |
| 受 取 手 形     | 2,797  | 買 掛 金             | 12,014 |
| 売 掛 金       | 36,658 | 短 期 借 入 金         | 12,500 |
| 製 品         | 5,590  | 未 払 金             | 82     |
| 仕 掛 品       | 10,820 | 未 払 費 用           | 1,282  |
| 原材料及び貯蔵品    | 3,254  | 未 払 法 人 税 等       | 1,618  |
| 前 払 費 用     | 44     | 未 払 消 費 税         | 451    |
| 繰延税金資産      | 3,044  | 前 受 金             | 611    |
| そ の 他       | 1,926  | 預 り 金             | 7,232  |
| 固 定 資 産     | 25,841 | 賞 与 引 当 金         | 1,232  |
| 有形固定資産      | 8,528  | 役員賞与引当金           | 75     |
| 建物          | 3,339  | 受注損失引当金           | 524    |
| 構 築 物       | 144    | そ の 他             | 120    |
| 機 械 及 び 装 置 | 399    | 固 定 負 債           | 8,619  |
| 車 両 運 搬 具   | 8      | 長 期 未 払 金         | 123    |
| 工具、器具及び備品   | 624    | 繰延税金負債            | 1,977  |
| リ ー ス 資 産   | 1      | 退職給付引当金           | 6,518  |
| 土 地         | 3,992  | そ の 他             | 0      |
| 建 設 仮 勘 定   | 17     | (純資産の部)           | 44,414 |
| 無形固定資産      | 1,171  | 株 主 資 本           | 37,579 |
| ソフトウェア      | 1,133  | 資 本 金             | 6,846  |
| ソフトウェア仮勘定   | 6      | 資 本 剰 余 金         | 5,303  |
| そ の 他       | 31     | 資 本 準 備 金         | 5,303  |
| 投資その他の資産    | 16,141 | その他資本剰余金          | 0      |
| 投資有価証券      | 14,495 | 利 益 剰 余 金         | 25,453 |
| 関係会社株式      | 903    | 利 益 準 備 金         | 1,175  |
| 長期前払費用      | 12     | その他利益剰余金          | 24,277 |
| そ の 他       | 770    | 固定資産圧縮積立金         | 1,975  |
| 貸倒引当金       | △40    | 別 途 積 立 金         | 19,337 |
|             |        | 繰越利益剰余金           | 2,965  |
|             |        | 自 己 株 式           | △23    |
|             |        | 評価・換算差額等          | 6,834  |
|             |        | その他有価証券評価差額金      | 6,834  |
| 合 計         | 95,666 | 合 計               | 95,666 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成24年 4 月 1 日から  
平成25年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金     | 額      |
|-------------------|-------|--------|
| 売 上 高             |       | 70,050 |
| 売 上 原 価           |       | 56,672 |
| 売 上 総 利 益         |       | 13,377 |
| 販売費及び一般管理費        |       | 10,934 |
| 営 業 利 益           |       | 2,443  |
| 営 業 外 収 益         |       |        |
| 受 取 利 息           | 2     |        |
| 受 取 配 当 金         | 694   |        |
| そ の 他             | 650   | 1,347  |
| 営 業 外 費 用         |       |        |
| 支 払 利 息           | 83    |        |
| そ の 他             | 40    | 123    |
| 経 常 利 益           |       | 3,667  |
| 特 別 損 失           |       |        |
| 固 定 資 産 売 廃 却 損   | 3     |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 19    | 22     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益   |       | 3,644  |
| 法人税、住民税及び事業税      | 1,673 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額     | △375  | 1,297  |
| 当 期 純 利 益         |       | 2,347  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                              | 株 主 資 本 |           |                |            |           |               |            |               |              |     | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 |
|------------------------------|---------|-----------|----------------|------------|-----------|---------------|------------|---------------|--------------|-----|--------|-------------|
|                              | 資本金     | 資 本 剩 余 金 |                |            | 利 益 剩 余 金 |               |            |               |              |     |        |             |
|                              |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>計 | 利益準備金     | その他利益剰余金      |            |               | 利益剰余金<br>合 計 |     |        |             |
|                              |         |           |                |            |           | 固定資産<br>圧縮積立金 | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |     |        |             |
| 当 期 首 残 高                    | 6,846   | 5,303     | 0              | 5,303      | 1,175     | 1,975         | 18,537     | 2,166         | 23,854       | △23 | 35,980 |             |
| 当 期 変 動 額                    |         |           |                |            |           |               |            |               |              |     |        |             |
| 別途積立金の積立て                    |         |           |                |            |           |               | 800        | △800          | -            |     | -      |             |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         |           |                |            |           |               |            | △748          | △748         |     | △748   |             |
| 当 期 純 利 益                    |         |           |                |            |           |               |            | 2,347         | 2,347        |     | 2,347  |             |
| 自己株式の取得                      |         |           |                |            |           |               |            |               |              | △0  | △0     |             |
| 自己株式の処分                      |         |           | △0             | △0         |           |               |            |               |              | 0   | 0      |             |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純 額) |         |           |                |            |           |               |            |               |              |     |        |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                | -       | -         | △0             | △0         | -         | -             | 800        | 798           | 1,598        | △0  | 1,598  |             |
| 当 期 末 残 高                    | 6,846   | 5,303     | 0              | 5,303      | 1,175     | 1,975         | 19,337     | 2,965         | 25,453       | △23 | 37,579 |             |

|                              | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|------------------------------|------------------|----------------|--------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 当 期 首 残 高                    | 3,781            | 3,781          | 39,762 |
| 当 期 変 動 額                    |                  |                |        |
| 別途積立金の積立て                    |                  |                | -      |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                  |                | △748   |
| 当 期 純 利 益                    |                  |                | 2,347  |
| 自己株式の取得                      |                  |                | △0     |
| 自己資本の処分                      |                  |                | 0      |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純 額) | 3,053            | 3,053          | 3,053  |
| 当 期 変 動 額 合 計                | 3,053            | 3,053          | 4,651  |
| 当 期 末 残 高                    | 6,834            | 6,834          | 44,414 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項)

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

… 移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち、当社に帰属する持分相当額を営業外損益に計上するとともに、「投資有価証券」を加減する処理

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品 …… 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法)

② 仕掛品 …… 個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法)

③ 原材料 …… 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法)

④ 貯蔵品 …… 最終仕入原価法

#### (3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産 …… 定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

② 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用 …… 均等償却を採用しております。

主な償却年数は5年になります。

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法に基づき、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、財務内容評価法に基づき個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 …………… 役員に対する賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 受注損失引当金 …………… 受注契約に係る将来の損失に備えるため、未売上案件のうち、当事業年度末において損失の発生が確実視され、かつその金額を合理的に見積ることのできる受注案件について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括で費用処理することとしております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
…………… 工事進行基準（発生工事原価の割合をもって工事進捗度とする方法（原価比例法））
- ② その他の工事 …………… 工事完成基準

#### (6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (7) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



## (会計方針の変更)

### 減価償却方式の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

## (会計上の見積りの変更)

### 工事進行基準における進捗率の見積りの変更

決算日における工事進捗率の見積方法に関し、工事契約における履行義務全体を工事原価総額と捉えて、決算日における履行義務の遂行割合の見積りは、従来、工程毎に割り振った見積工事原価の割合をもって工事進捗率としておりましたが、当事業年度より、発生工事原価の割合をもって工事進捗率とする方法に変更しております。

この変更は、統合基幹業務システム (ERP)における案件管理機能改修に伴い、当事業年度にて仕掛段階にある個別案件の発生工事原価をより網羅的に把握できる体制が整ったことで、より実態に則した進捗率の見積りが可能となったため実施したものであります。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の売上高は704百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ179百万円増加しております。

## (貸借対照表に関する注記)

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| (1) 関係会社に対する短期金銭債権    | 1,908百万円  |
| 関係会社に対する短期金銭債務        | 12,609百万円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額    | 20,250百万円 |
| (3) 保証債務              |           |
| 従業員の銀行借入等に対する保証       | 187百万円    |
| (4) たな卸資産及び受注損失引当金の表示 |           |

損失が見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せず  
に両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる受注契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金  
に対応する額は、232百万円(全て仕掛品)であります。

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 売上高        | 1,287百万円  |
| 仕入高        | 17,909百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 514百万円    |

(2) 受注損失引当金繰入額

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 | 504百万円 |
|-----------------------|--------|

(3) たな卸資産の低価法適用による評価損

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 1,009百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類     | 当 事 業 年 度 期 首<br>株 式 数 ( 株 ) | 当 事 業 年 度 増 加<br>株 式 数 ( 株 ) | 当 事 業 年 度 減 少<br>株 式 数 ( 株 ) | 当 事 業 年 度 末<br>株 式 数 ( 株 ) |
|---------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 普 通 株 式 ( 注 ) | 48,475                       | 44                           | 38                           | 48,481                     |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 44株は、単元未満株式の買取りによる増加であり、減少 38株は、単元未満株式の買増請求に伴う処分による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|          | (百万円)  |
|----------|--------|
| 賞与引当金    | 462    |
| 未払事業税    | 133    |
| たな卸資産    | 2,168  |
| 受注損失引当金  | 199    |
| 減価償却費    | 466    |
| 減損損失     | 1,005  |
| 退職給付引当金  | 2,313  |
| 長期未払金    | 32     |
| その他      | 331    |
| 繰延税金資産小計 | 7,112  |
| 評価性引当額   | △1,276 |
| 繰延税金資産合計 | 5,836  |

繰延税金負債

|              | (百万円)  |
|--------------|--------|
| 固定資産圧縮積立金    | △1,152 |
| その他有価証券評価差額金 | △3,617 |
| 繰延税金負債合計     | △4,770 |
| 繰延税金資産の純額    | 1,066  |

(関連当事者との取引に関する注記)

- (1) 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。
- (3) 子会社等

| 属 性 | 会社等の<br>名 称            | 住 所            | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は 職業                   | 議決権等の<br>所有(被所有)割合            | 関 係 内 容 |                | 取引の内容           | 取引金額<br>(百万円) | 科 目        | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|------------------------|----------------|-------------------|----------------------------------|-------------------------------|---------|----------------|-----------------|---------------|------------|---------------|
|     |                        |                |                   |                                  |                               | 役員の兼任等  | 事業上の関係         |                 |               |            |               |
| 子会社 | 日信電設㈱                  | 埼 玉 県<br>さいたま市 | 45                | 電 気 工 事<br>設計・施工                 | 直 接<br>99.02%                 | 役 員 1   | 当社製品・<br>部品の供給 | 資金の貸付           | 450           | 短 期<br>貸付金 | 1,000         |
|     |                        |                |                   |                                  |                               |         |                | 利息の受取           | 1             |            |               |
| 子会社 | 日 信 電 子<br>サービス㈱       | 埼 玉 県<br>さいたま市 | 833               | 電気・電子<br>機器 保守                   | 直 接<br>50.89%<br>間 接<br>0.90% | 役 員 2   | 当社製品<br>の 保 守  | 資金の預り           | -             | 預り金        | 3,200         |
|     |                        |                |                   |                                  |                               |         |                | 利息の支払           | 10            |            |               |
|     |                        |                |                   |                                  |                               |         |                | 保守業務の<br>委 託    | 3,164         | 買掛金        | 1,348         |
| 子会社 | 日信ソフト<br>エンジニア<br>リング㈱ | 埼 玉 県<br>久 喜 市 | 50                | コンピュー<br>タソフト<br>ウェアの<br>開 発 販 売 | 直 接<br>100.00%                | 役 員 1   | 当社製品・<br>部品の供給 | ソフトウェ<br>アの 購 入 | 2,584         | 買掛金        | 1,368         |
| 子会社 | 日信特器㈱                  | 大 阪 府<br>岸和田市  | 60                | 電 気 機 器<br>製造・販売                 | 直 接<br>81.50%                 | 役 員 1   | 当社製品・<br>部品の供給 | 製品の購入           | 3,193         | 買掛金        | 1,011         |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 取引条件については、交渉の上で決定しております。
- (2) 短期貸付金、預り金に対する利息の利率は、市場金利に基づいて決定しております。
- (3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高は消費税等を含めております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- (1) 1 株当たり純資産額 711円77銭
- (2) 1 株当たり当期純利益 37円61銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

日本信号株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星 長 徹 也 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 圭 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本信号株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本信号株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

日本信号株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 星 長 徹 也 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 林 圭 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本信号株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役監査計画書に基づき監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四、事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月13日

日本信号株式会社 監査役会

常勤監査役 吉川 幸夫 ㊟

監査役 末 啓一郎 ㊟

監査役 田原 良逸 ㊟

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、長期的視野に立った安定的な収益構造と経営基盤の確立、並びに財務体質の強化を目指して研究開発投資、生産体制の整備、人材の育成等を図るとともに、株主の皆様に対しましては安定的な配当の継続と業績に応じた利益還元を実施していくことを剰余金処分に關する基本方針とし、連結配当性向25%前後を当面の目標と定めております。

当期につきましては、株主の皆様への安定的な配当の継続を基本に、業績及び配当性向等を総合的に勘案いたしまして、期末配当及びその他の剰余金の処分ににつきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

#### 1. 期末配当に關する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに關する事項及びその総額

当社普通株式1株につき8円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は499,196,568円となります。

これにより、先に実施いたしました中間配当5円とあわせまして、年間配当は1株当たり13円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月26日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に關する事項

##### ① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,300,000,000円

##### ② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,300,000,000円

## 第2号議案 取締役1名選任の件

取締役川田省二氏は、本總會終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本取締役候補者の任期は、当社定款第21条第2項の規定に基づき、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                               | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ふじ わら たけし<br>藤 原 健<br>(昭和34年11月7日生) | 昭和58年4月 当社入社<br>平成21年7月 当社鉄道信号事業部電鉄営業部長<br>平成22年6月 当社執行役員<br>平成24年5月 当社執行役員 ものづくり副本部長、<br>久喜事業所長兼資材部長<br>平成25年4月 当社常務執行役員 ものづくり本部長<br>ものづくり本部・IT企画部担当、久喜<br>事業所長（現任） | 19,400株     |

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役若尾 勝氏は、平成25年3月31日をもって辞任いたしましたので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

本監査役候補者の任期は、当社定款第30条第2項の規定に基づき、退任した監査役の残存期間となります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| かわ だ しょう じ<br>川 田 省 二<br>(昭和26年5月2日生) | 昭和50年4月 当社入社<br>平成13年7月 当社宇都宮事業所工務部長<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成20年6月 当社常務執行役員<br>平成24年5月 当社常務執行役員 ものづくり本部長<br>ものづくり本部、IT企画部担当<br>平成24年6月 当社取締役（現任） | 35,900株     |

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>の株式の数 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| もり た みち あき<br>守 田 道 明<br>(昭和24年3月7日生) | 昭和47年4月 日本銀行入行<br>平成6年5月 同那覇支店長<br>平成8年5月 同考査役<br>平成10年5月 同業務局参事<br>平成11年5月 同業務局長<br>平成15年6月 アクセンチュア株式会社 常任顧問<br>金融営業本部長<br>平成17年9月 上田八木短資株式会社 顧問<br>平成18年5月 同取締役社長(現任) | 0株              |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 守田道明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 守田道明氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、経営者としての経験を活かした監査・アドバイスを期待したためであります。

#### 第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名(うち社外取締役1名)に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額75百万円(うち社外取締役分1.5百万円)を支給することといたしたいと存じます。

## 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成22年6月24日開催の当社第127回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入しておりますが、その有効期間は本総会の終結の時までとされていません。

当社は、旧プランの有効期間の満了を受け、旧プランの更新について検討してまいりました結果、旧プラン導入後の実務の動向等を踏まえ、平成25年5月14日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、旧プランの内容を一部変更したうえ（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）、更新することを決定いたしました。つきましては、以下のとおり、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

旧プランからの主な変更点は次のとおりです。

- ① 経済産業省 企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容を尊重し、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、新株予約権の取得条件に関し、買付者等からの取得の対価として、金銭等の交付は行わないことを明文化しました。
- ② 独立委員会委員の任期満了に伴い、新たな独立委員会委員として、守田道明氏、土居征夫氏、福島栄一氏の3名を選任しました。
- ③ その他、文言の修正等形式的な修正を行いました。

なお、本プランについては、社外監査役2名を含む当社監査役3名のいずれもが、具体的運用が適正に行われることを条件として賛同の見解を表明しております。

また、平成25年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「事業報告」「2. 会社の現況」の「(1)株式の状況 ④大株主（上位10名）」（10頁）に記載のとおりであります。

加えて、現時点におきまして、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告または提案を受けている事実はありません。

一、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しており、こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

これに対し当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、“より快適な人間社会の実現をめざし、「安全と信頼」の優れたテクノロジーを通じて、社会に貢献する”という当社の企業理念や、後述二.1.(2)に示す当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉を十分に理解し、ステークホルダーであるお客様、株主の皆様、協力企業の皆様、地域社会の皆様、従業員との信頼関係を維持し、こうしたステークホルダーの方々の期待に応えていきながら、中・長期的な視点に立って当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを基本方針としております。

## 二. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

#### (1) 当社グループの経営理念及び基本的な事業運営の考え方

当社は、“より快適な人間社会の実現をめざし、「安全と信頼」の優れたテクノロジーを通じて、社会に貢献する”を企業理念とし、昭和4年2月に営業を開始して以来、一貫して交通インフラの分野に携わり、平成21年2月には創業80周年を迎えました。

このように、公共性の高い事業分野において、永年に亘り社会に製品を提供し続けてきた企業として、当社は常に重い社会的責任と公共的使命を担っております。そのため、高い専門的技能と厳格な倫理教育を背景とした製品品質の管理、より安全・快適な交通インフラを支える新製品開発はもちろんのこと、人命にかかわる製品を製造していることに十分留意した長期的な視点に立脚した事業運営が不可欠であると考えます。

一方、鉄道信号・道路交通信号システムの専門メーカーとして蓄積したコア技術、ノウハウを応用した新事業の創造に果敢に挑戦し、企業の持続的な成長に常に取り組みかねばならないと考えております。特に、駅務自動化装置と駐車場管理システムは現在の当社の業績を支える柱のひとつになるまでに成長した新事業の好例であります。

現在では、「ビジョナリービジネスセンター(VBC)事業」として、微細加工技術により実現した共振ミラー「ECO SCAN」を取り扱うMEMS事業、遠隔・非接触による不明物検出ソリューションを提供するEMS事業等を成長・発展させる方向で取り組んでおります。

当社の事業内容をまとめると以下のとおりです。

- ・ 鉄道信号事業

ＣＴＣ（列車集中制御装置）等の「運行管理装置」、ＡＴＣ（自動列車制御装置）、ＡＴＳ（自動列車停止装置）、ＡＴＯ（自動列車運転装置）等の「列車制御装置」、さらに転てつ機や信号灯器を制御する「連動装置」等の製品を中核として、鉄道の安定・安全運行を支えています。また、アジアを中心とした海外展開に対しても積極的に取り組んでおります。

- ・ 交通情報システム事業

道路交通信号機を制御する「交通管制システム」、事故や渋滞、交通情報を表示する「道路交通情報提供システム」といった製品を中核として、交通事故の減少、交通渋滞の緩和に取り組んでおります。

- ・ ＡＦＣ事業

自動改札機や自動券売機、自動精算機等の「駅務自動化装置」により、駅務の自動化・高速化を実現すると共に、ＳｕｉｃａやＰＡＳＭＯ等のＩＣカードを媒介とした交通のシームレス化に貢献しております。また、航空関連の市場、海外市場にも進出している一方、無線利用の個体識別技術を応用した各種ソリューションの提供やホームゲートによる駅ホームの安全性向上に取り組んでおります。

- ・ 情報システム事業

「駐車管理システム」や「駐輪管理システム」により、お客様の多様なニーズに対応した駐車場・駐輪場に関する各種ソリューションシステムを提供し、主に都市部における路上駐車・迷惑駐車の減少に貢献しております。

また、鉄道事業者向けの旅客案内表示システム、次代の当事業の柱のひとつとなることを目指す「ＶＢＣ」事業等の事業活動にも取り組んでおります。

(2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉について

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉は、①安全・快適な交通運輸インフラを永年に亘り支えてきた「技術・品質力」、②公共性の高い仕事に携わる者として強い誇りと使命感を持った「人材力」、③鉄道信号・道路交通信号システムで培ったコア技術・ノウハウを応用した新製品の「開発力」にあると考えます。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉を向上させる具体的な取り組みとしては、主に以下の施策を実行しております。

- ・事業体制や生産体制、グループ体制の見直し、そして経営情報インフラとしてのERPの導入・運用による経営の意思決定のスピードアップ及び業務品質の向上に継続的に取り組み、市場競争力の強化及び顧客満足度のより一層の向上を目指しております。
- ・優秀な人材の採用に努めるのはもちろんのこと、人材育成の面から、モチベーションと技能の向上を目的とした人事制度の構築・運用に取り組んでおります。
- ・技術開発体制と市場開発体制の2つの体制が相互に連携して研究開発を推進する体制をとることにより、一層の研究開発の充実を目指しております。

(3) 長期経営計画「Vision-2020 3E」

当社は、今後も「安全と信頼」を社会に提供する企業として存続し、全てのステークホルダーの皆様の満足度をより向上させていかねばならないと考えております。その具体的な取組みとして、企業理念に基づく明確なビジョンと将来像及び実現計画の立案が必須と考え、平成21年度(2009年度)から平成32年度(2020年度)までの12年間の指針として長期経営計画「Vision-2020 3E」を策定し、遂行中であります。

本計画は、

- ①品質向上・高付加価値製品の開発に継続的に取り組むことによって国内既存事業により得られた利益を、成長事業領域である海外市場並びに新規事業に投資し、事業拡大サイクルを構築する「事業成長」
- ②環境変化に迅速に対応できる事業体制の構築、グループ企業の自立化、意思決定の迅速化、管理精度の向上等の構造改革により実現する「品質第一」を主な柱として、企業価値の高いサステナブル（持続可能）な成長企業となることを最終目標としております。



#### (4) 利益還元の方針

当社は、交通インフラに携わる企業としての責任を果たすことにより、長期的視野に立った安定的な収益構造と経営基盤の確立、並びに財務体質の強化を図り、株主の皆様に対しましては安定的な配当の継続と業績に応じた利益還元を実施してまいります。本方針に基づき、連結配当性向25%前後を当面の目標と定めております。

### 2. 企業価値ひいては株主共同の利益向上の基盤となる仕組み—コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、全てのステークホルダーの皆様を重視した経営を行い、皆様にご満足いただき、社会に貢献していくことをコーポレート・ガバナンスの基本といたしております。この基本に忠実に取り組むため、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化並びに経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる経営機構の充実を図ることを目的とし、経営の構造改革を継続して推進しております。

### 三. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記一．に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案等を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本プランを導入することを決定いたしました。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### (a) 本プランに係る手続

本プランは、当社の株券等（具体的には下記(2)(a)「対象となる買付等」にて定義します。）に対する買付もしくはこれに類似する行為またはそれらの提案（以下「買付等」といい、具体的には下記(2)(a)「対象となる買付等」にて定義します。）が行われる場合に、買付者（具体的には下記(2)(a)「対象となる買付等」にて定義します。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください。）。なお、買付者には、本プランに係る手続を遵守いただき、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

#### (b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は当該買付者及び買付者の特定株主グループ（具体的には下記(2)(a)「対象となる買付等」にて定義します。以下「買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）をその時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

#### (c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、原則として、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い勧告される、当社経営陣から独立した企業経営等に関する専門的知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

現在の独立委員会は、独立性の高い3名により構成されております。その委員の氏名及び略歴は別紙2のとおりです（独立委員会委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙1をご参照ください。）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化される可能性があります。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、特定株主グループ<sup>[1]</sup>の議決権割合<sup>[2]</sup>が20%以上となるまたは20%以上とすることを目的とする、当社が発行者である株券等<sup>[3]</sup>の買付行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、市場内外取引、公開買付け等の買付方法の如何を問いません。本プランにおいて「買付等」といいます。）を適用対象とします。当該買付等を行う者（以下「買付者」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

---

[1] (i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）、または(ii)当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。）を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）をいいます。

[2] (i)上記注1(i)の場合は、当該保有者及びその共同保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）並びに準共同保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に準じて算出します。但し、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合と重複する場合は控除します。）をいい、(ii)上記注1(ii)の場合は、大規模買付者及びその特別関係者の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）をいいます。なお、株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、有価証券報告書、四半期報告書その他金融商品取引法に基づき当社が提出したものを参照することができるものとします。

[3] 上記注1(i)の場合は、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいい、上記注1(ii)の場合は、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

(b) 買付者に対する情報提供の要求

買付者は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、及び当該買付者が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社は、本プランに基づく手続が開始された場合、その旨をすみやかに開示します。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報等を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、かかる本必要情報等を追加的に提供していただきます。

なお、買付説明書の提出及び本必要情報等の追加的な提出における使用言語は日本語に限ります。

記

- ① 買付者等の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験及びその結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付者等と当社の主要取引先との間の、従前の取引関係及び競合関係
- ③ 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ④ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び企業価値向上のための施策
- ⑦ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 買付者が有する当社株式に係る株式売却や議決権行使等に関する第三者との取り決め
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書の提出を求めて買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び追加的な本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。なお、かかる期間は、当社取締役会が、外部専門家による検討結果等を踏まえ、意見、根拠資料その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するのに必要な期間として設定しておりますが、当社取締役会としては可能な限り速やかに所要の検討を行うことといたします。）を定めた上、買付者の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等の提供が十分になされた独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は最長30日間の範囲内で当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。独立委員会は、独立委員会検討期間において、買付者の買付等の内容の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会を通して間接に、当該買付者と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを担保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者は、独立委員会が、直接または当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

### ③ 情報開示

当社は、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

## (d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者が現れた場合において、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告または決議の事実とその概要その他の独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長・再延長する場合にはその期間及び延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

### ① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、または買付者の買付等の内容の検討、買付者との協議・交渉等の結果、買付者による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。



- (イ) 当該勧告後買付者が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者の買付等の内容の検討、買付者との協議・交渉等の結果、買付者による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定めるいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者の買付等の内容の検討、当該買付者との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権発行後の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

買付者は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実施してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施等に関する決議を行った場合、当該決議の概要その他の当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、買付者が下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

(a) 下記に掲げるような、上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

- ① 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ② 独立委員会に本プランに定める独立委員会検討期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ③ 本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為



- ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性を含みます。）が当社の株主共同の利益の源泉となる本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合
- (e) 買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社の利害関係者の処遇方針・事業計画等により、当社の株主はもとより、従業員、顧客、取引先等の利害関係者の利益を毀損することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の著しい毀損につながるおそれがあると判断される買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要  
本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数  
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。
- (b) 割当対象株主  
割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。当社は本新株予約権の割当てを複数回行うことができます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である株式<sup>[4]</sup>の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限として当社株式の 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ過去 30 日から 180 日の間で取締役会が別途定める期間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②項に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

買付者等は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

---

[4] 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間は、原則として独立委員会の勧告に基づき、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます（本新株予約権の割当てが複数回となった場合には、本新株予約権の取得はそれぞれの本新株予約権に対して行われるため、複数回行われることになります。また、買付者等以外の者から本新株予約権の取得を行った後に取得対象外とした本新株予約権者に買付者等以外の者が含まれることが判明した場合、当該買付者等以外の者を対象として本新株予約権の追加取得を行うことがあります。）。
- ③ 当社は、以上に加え、独立委員会の勧告に基づき、具体的な本新株予約権の無償割当て決議に際して、相当性の観点から適切と考えられる場合には、①②以外の本新株予約権の取得に関する事項（買付者等からの本新株予約権の取得に関する事項等）を定める場合があります。但し、買付者等が所有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(5) 本プランの更新手続

本プランは、当社取締役会の決議により導入しておりますが、本総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、有効期間を更新いたします。

(6) 本プランの有効期間、廃止、変更及び停止

本プランの有効期間は、本総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プラン及び本プランに基づく委任はその時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、上記(5)「本プランの更新手続」の本総会による承認の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを変更または一時的に停止する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(7) 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成25年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

3. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続」(a)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化さ

れることになります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)に記載する手続により、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または当社による取得の結果、株主の皆様は当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の効力発生日以降、行使期間開始日の前日までにおいては、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得し、結果として本新株予約権の無償割当てが行われなかったことと同等の結果となる可能性があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、本新株予約権の無償割当てが行われることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(a) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項、並びに株主ご自身が買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることになります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権を行使する場合には、行使の結果交付される当社株式の記録を行うための振替口座として、特別口座以外の口座をお知らせいただく必要がございますので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、予め証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

(b) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、本新株予約権の取得の対価として交付される当社株式の記録を行うための振替口座の情報をご提供いただくことがあります。

なお、独立委員会の勧告に基づく新株予約権無償割当て決議において、買付者等からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### 四. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2. 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。



(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、経済産業省 企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記三.2.(5)「本プランの更新手続」にて記載したとおり、株主の皆様を意思を反映させるため、本総会において、本プランの導入を議案としてお諮りしております。本総会において、本プランにつき株主の皆様のご承認が得られた場合には、本プランは更に本総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで更新されることになります。

また、上記三.2.(6)「本プランの有効期間、廃止、変更及び停止」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、または株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、当社株主の皆様が意思が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記三.2.(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、現在の独立委員会は、独立性の高い委員3名により構成されております(独立委員会委員の選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙1をご参照ください。また、独立委員会の委員の氏名及び略歴は別紙2をご参照ください。)

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三.2.(2)(d)「独立委員会の勧告」及び三.2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 外部専門家の意見の取得

買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記三.2.(6)「本プランの有効期間、廃止、変更及び停止」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上



## 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上5名以内とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役または(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、大学関係者、投資銀行業務もしくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ② 買付者の買付等の内容の精査・検討
  - ③ 買付者との交渉・協議
  - ④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討・株主に対する代替案の提示

- ⑤ 独立委員会検討期間の設定及び延長の決定
  - ⑥ 本プランの変更または停止の承認
  - ⑦ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑧ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者に対し、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
  - ・ 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または当社取締役会を通して間接に、買付者と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
  - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
  - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

## 独立委員会委員略歴

現在の独立委員会の委員は、以下の３名です。

守田 道明（もりた みちあき）

## 【略 歴】

昭和24年 3 月 7 日生  
 昭和47年 4 月 日本銀行入行  
 平成 6 年 5 月 同那覇支店長  
 平成 8 年 5 月 同考査役  
 平成10年 5 月 同業務局参事  
 平成11年 5 月 同業務局長  
 平成15年 6 月 アクセンチュア株式会社常任顧問金融営業本部長  
 平成17年 9 月 上田八木短資株式会社顧問  
 平成18年 5 月 同取締役社長（現任）

土居 征夫（どい ゆきお）

## 【略 歴】

昭和16年 9 月11日生  
 昭和40年 4 月 通商産業省入省  
 平成 2 年 6 月 資源エネルギー庁石炭部長  
 平成 4 年 6 月 中小企業庁次長  
 平成 5 年 6 月 通商産業省生活産業局長  
 平成 6 年 7 月 商工組合中央金庫理事  
 平成10年 6 月 日本電気株式会社取締役  
 平成12年 6 月 同執行役員常務  
 平成16年 7 月 財団法人企業活力研究所理事長  
 平成19年 6 月 株式会社神戸製鋼所社外取締役  
 平成23年 7 月 学校法人城西大学イノベーションセンター所長、大学院国際アドミニストレーション研究科特任教授（現任）

福島 栄一（ふくしま えいいち）

【略 歴】

昭和21年 1 月 1 日生

昭和45年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）

昭和60年 2 月 尚和法律事務所開設、同パートナー

平成13年 2 月 株式会社不二越監査役（現任）

平成14年 1 月 あさひ法律事務所パートナー

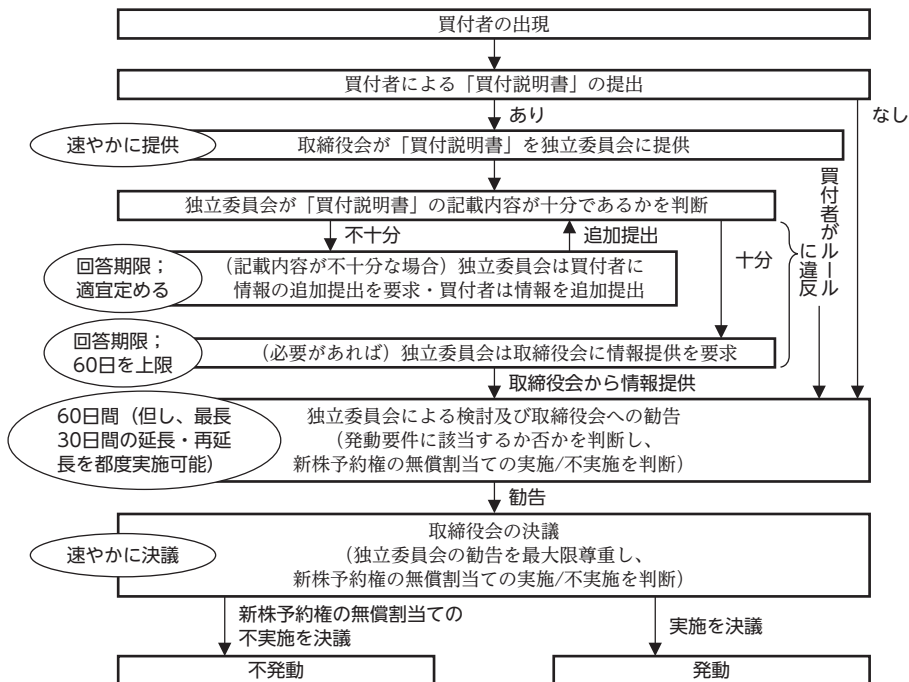
平成19年 7 月 西村あさひ法律事務所パートナー

平成24年 7 月 西村あさひ法律事務所オブカウンセル（現任）

（注） 各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 本プランに係る手続の流れの概要



※このフローチャートは、あくまで本プランの概要を分かりやすくまとめた参考資料です。本プランの詳細については本文をご参照ください。

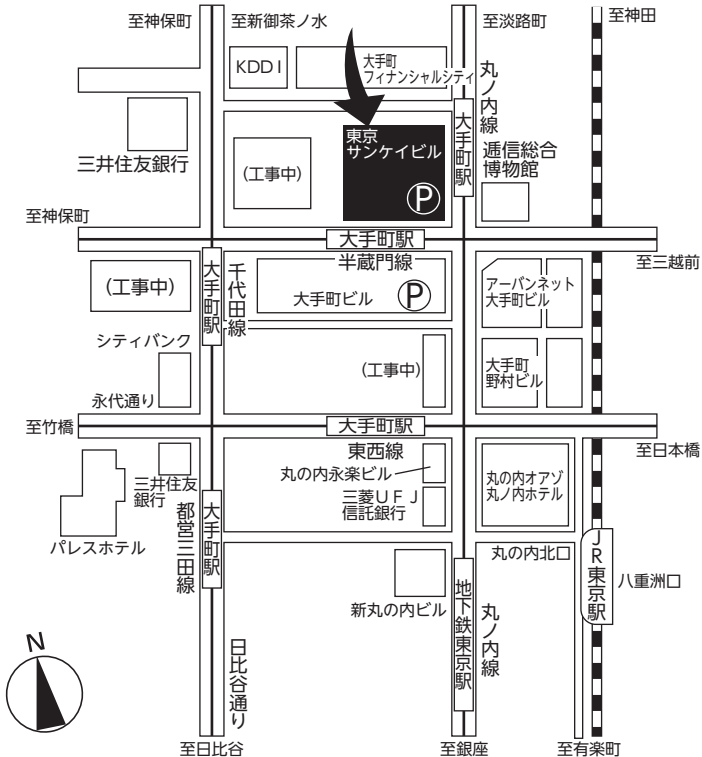
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町一丁目7番2号  
東京サンケイビル 大手町サンケイプラザ4階ホール  
電話 03-3273-2257



- JR  
東京駅丸の内北口より徒歩約7分  
● 地下鉄  
丸の内線、半蔵門線、千代田線、東西線  
都営三田線 大手町駅下車 A4・E1出口直結



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。